

目標2 歩行者や自転車事故のない安全で安心なまちづくり

施策① 市民への自転車安全教育の推進

市民の交通安全意識の向上に向けて、ライフステージに応じた交通安全教育の更なる充実・実施を行うとともに、特に子どもや若者に向けた新たな教育施策を検討し、実施します。

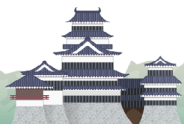
【事業9】ライフステージに応じた交通安全教育の充実・実施						
内 容		<p>●ライフステージ等に応じた自転車の交通ルールやマナー等の周知を図るため、段階的かつ体系的な安全教育や普及啓発活動を推進します。 (例えば、子ども、若者や高齢者等対象の特性ごとに、電動アシスト付き自転車の試乗や、安全に学ぶことができるサイクルシミュレータを活用した交通安全教室、新しい電動モビリティへの理解、対応等を踏まえた広報活動など)</p>				
実施主体	市担当課	自転車推進課				
	市以外の実施主体	県、警察、民間企業・団体等				
スケジュール						
	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度以降 2026年度以降

目 次



図 5-9 松本市内での交通安全活動の様子





【事業 10】 子ども・若者に向けた重点的な自転車安全教育の実施		重点
内 容	<p>●子どもや若者の自転車の安全利用を促すため、自転車が通行する場所の周知啓発をはじめ、重点的な自転車安全教育を実施します。 (例えば、スクアードストレイト※や自転車運転免許証の発行など) ※スタントマンにより事故を再現して見せる教育手法のこと。</p>	
実施 主体	市担当課	自転車推進課
	市以外の 実施主体	県、警察、民間企業・団体等
スケジュール		
R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度
R6 年度 2024 年度	R7 年度 2025 年度	R8 年度以降 2026 年度以降
<div style="background-color: #00a651; height: 20px; width: 100%; position: relative;"> ➔ </div>		

目 次



図 5-10 スクアードストレイト方式による自転車交通安全教室の様子



施策② 自転車の安全利用の促進

市民に対する交通安全意識の向上のための広報啓発活動等により、自転車利用時等における安全意識を醸成し、自転車の安全な利用を促進します。

【事業 11】 自転車利用時における交通安全意識向上を図るための広報啓発					
内 容		<ul style="list-style-type: none"> ●自転車購入時、全国交通安全運動時等の様々な機会をとおして、自転車利用時における交通安全意識の向上に向けた広報啓発を実施します。 ●全ての年齢層の利用者に対する自転車の交通ルール等の周知を図ります。 			
実施主体	市担当課	自転車推進課			
	市以外の実施主体	警察、民間企業・団体等			
スケジュール					
R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度	R6 年度 2024 年度	R7 年度 2025 年度	R8 年度以降 2026 年度以降
➔					

目 次

自転車安全に乗るために
具体的な走行方法を紹介します。

自転車は左側通行
右側通行は違反です。自転車は車道左側を通行しなければなりません。

路側帯も左側通行
道路交通法の一部改正により路側帯の右側通行ができなくなりました。(平成28年10月1日施行)

歩道のある道路 (自転車歩道通行可)
自転車通行可の歩道では、右側通行が可能です。歩行者を優先し、車道寄りを行き抜けなければなりません。

自転車レーンを通るときも左側通行
自転車レーンがある道路では、左側の自転車レーンを通らなければなりません。

バスが停車しているときは…
バスにバスが停車しているときは、できるだけバスの後方で一旦停止し、バスが動くまで待ちましょう。

自転車は誰もが手軽に乗れる便利な乗り物です。
交通ルールとマナーを守って、安全運転を心がけましょう。


交差点は二段階右折
交差点では、青線のように通行しなければなりません。赤線のように中央寄りからは右折できません。

信号機がある場合は…
信号機のある場合も二段階右折をしなければなりません。右折レーンを通行している右折はできません。
車道時に左折レーンを通るのは区分違反に思えますが、これが自転車のルールです。

「自転車横断帯」がある場合は…
「自転車横断帯」を通行して道路を渡らなければなりません。

出典) 松本市「自転車運転者のための安全な乗り方とルール」

図 5-11 自転車の交通ルール

【事業 12】 ドライバーに対する広報啓発					
内 容		<ul style="list-style-type: none"> ●自転車利用者だけではなく、車道上で共存するクルマのドライバーの理解促進を図るため、自動車免許の更新時における、自転車乗車時のポイントや歩行者・自転車・クルマの相互の安全等への理解を図る講習の実施を働きかけます。 ●安全な間隔、安全な速度で自転車の脇を通過する「思いやり運転」等の意識向上を図るための広報啓発を実施します。 			
実施主体	市担当課	自転車推進課			
	市以外の実施主体	警察、民間企業・団体等			
スケジュール					
R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度	R6 年度 2024 年度	R7 年度 2025 年度	R8 年度以降 2026 年度以降
					

目 次



図 5-12 ドライバー向けの教材（左：長野県版、右：全国版）



【事業 13】 ヘルメット着用の促進に向けた広報啓発					
内 容		<ul style="list-style-type: none"> ●自転車ヘルメット着用による死亡リスクの低減効果等を示したわかりやすいパンフレット等を作成し、子どもから高齢者まで、自転車利用者に対して、自転車ヘルメット着用の促進に向けた広報啓発を実施します。 ●特に、市内の小・中・高等学校、企業等に対し、自転車安全教育の充実を図る中で、自転車乗車時のヘルメット着用を働きかけます。 			
実施主体	市担当課	自転車推進課			
	市以外の実施主体	警察、民間企業・団体等			
スケジュール					
R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度	R6 年度 2024 年度	R7 年度 2025 年度	R8 年度以降 2026 年度以降

目 次



図 5-13 長野県自転車安全・安心PRキャラクター「風野りん」



【事業 14】 安全性の高い自転車の定期点検につながる広報啓発						
内 容		<ul style="list-style-type: none"> ●整備不良の自転車利用による事故防止のため、自転車利用者に対し、自転車の定期点検に向けた広報啓発を促進する。 ●市民の安全な自転車利用を促すことを目的に、一般社団法人 自転車協会が設定している自転車安全基準「BAA」に適合した自転車を市民に利用してもらうため、事業者等による広報啓発を働きかけます。 				
実施主体	市担当課	自転車推進課				
	市以外の実施主体	民間企業・団体等				
スケジュール						
	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度	R6 年度 2024 年度	R7 年度 2025 年度	R8 年度以降 2026 年度以降

目 次



ブレーキがちがう!

**雨の日でも
しっかり止まる!**

晴れの日はもちろん、
雨の日でも安全に止まれるかを
確認しています。

ライトがちがう!

**はっきり前が
見える明るさ!**

安全のために必要な
明るさの決まり(JIS規格)に
合格しています。

※暗くなると自動で光る「オートライト」、または、
手元でつけられる「手元ライト」がついています。

フレームがちがう!

**丈夫で
こわれにくい!**

何万回と大きな力をかけても、
自転車が折れたり、
曲がったりしていないか
厳しくチェックしています。

リフレクタがちがう!

**クルマのライトに
キラッと反射!**

クルマに自転車がいることを知らせる、
反射板(リフレクタ)の明るさを
チェックしています。
だから暗い夜道を走るときも安心です。

出典) 一般社団法人 自転車協会

図 5-14 BAA マーク付き自転車の紹介例



【事業 15】 自転車損害賠償保険等の加入促進に向けた広報啓発		重点			
内 容		●自転車利用する市民に対し、交通安全教室やイベント等で、自転車損害賠償責任保険等への加入促進に向けた広報啓発を実施します。			
実施主体	市担当課	自転車推進課			
	市以外の実施主体	警察、民間企業・団体等			
スケジュール					
R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度	R6 年度 2024 年度	R7 年度 2025 年度	R8 年度以降 2026 年度以降
➔					

保護者の皆様へ

自転車保険加入は義務となりました

自転車の点検・整備の励行と、もしもの時に備えて保険に加入しましょう。

保険の種類と内容

個人賠償責任保険とは

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任が発生した場合に支払われる保険です。

損害保険とは

自転車による転倒など、思わぬ事故によって運転者に生じたケガの支払いに備える保険です。

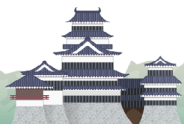
T Sマーク付帯保険とは

自転車安全整備店で自転車を購入したり、点検整備を受けると付帯され、自分がケガをした場合の損害保険と他人にケガをさせた場合の賠償責任保険がセットになっています。自転車そのものに付けられる保険なので、誰が乗っても補償が適用されます。ただし、保証期間は1年で、補償には限度があるので注意が必要です。

対 象 種 類	事故の相手		自分	問い合わせ先
	生命からだ	財産	生命からだ	
個人賠償責任保険	○	○	×	各損害保険会社
損害保険	×	×	○	各損害保険会社
T Sマーク付帯保険	○	×	○	自転車安全整備店で購入または点検整備を行い基準に合格した自転車に貼付

出典) 松本市「自転車運転者のための安全な乗り方とルール」

図 5-15 自転車損害賠償保険等の紹介 (松本市によるリーフレットより)



【事業 16】 自転車通行の視点も踏まえた通学路の安全点検の実施					
内 容		●市や教育委員会、学校、PTA、警察等と協働し、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を推進します。			
実施主体	市担当課	自転車推進課、建設課、維持課、地域づくり課、建設総務課、学校教育課			
	市以外の実施主体	国、県、警察、民間企業・団体等			
スケジュール					
R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度	R6 年度 2024 年度	R7 年度 2025 年度	R8 年度以降 2026 年度以降



図 5-16 市内における通学路の安全点検の様子

